



平成28年
1月以降

「個人番号カード」の

交付が始まります

個人番号カードは、マイナンバーを証明するなど大切なものです。受け取る手続きは、必要書類を始め、厳格になります。ご理解、ご協力をお願いします。

個人番号カードを受け取る手順

① 個人番号カードの交付を申請した方には、平成28年1月以降、順次、交付場所などをお知らせする「交付通知書」(ハガキ)が、申請者のご自宅に届きます。

② 交付通知書の内容と交付場所をご確認いただき、**必要な持ち物**(注1)を持って、**ご本人**がお越しください。

なお、15歳未満の方または成年被後見人が受け取る場合には、その法定代理人も一緒にお越しください。

ご本人が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により交付場所にお越しいただけない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

③ 交付窓口で本人確認をしたあと、4つの**暗証番号**(注2)を設定していただき、カードを交付します。なお、暗証番号はあらかじめ考えておいてください。

注1：必要な持ち物

- 交付通知書 (ハガキ)
- 通知カード
- 本人確認書類 (15歳未満の方または成年被後見人のほか、同行する法定代理人も必要)
- ① 次のうち1点
 - 住民基本台帳カード (写真付きに限る)、運転免許証、パスポート、障害者手帳 (写真付きに限る) など
- ② ①をお持ちでない方は、次のうち2点
 - 健康保険証、年金証書、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証など
- 代理権の確認書類 (15歳未満の方または成年被後見人の法定代理人のみ)
- 戸籍謄本その他の資格を証明する書類
- ただし、「本籍地が田村市内の場合」または「ご本人が15歳未満の方で代理人と同居の親子関係にある場合」は不要。
- 住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)

注2：暗証番号

- ① 「署名用電子証明書」の暗証番号
英数字6文字以上16文字以下で設定できます。英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までを利用でき、いずれも1つ以上が必要です。
- ② 「利用者証明用電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用」の暗証番号
- ②・③・④は数字4ケタで、同じものとすることができます。

個人番号カードは、交付申請をしていない方には交付されません。個人番号カードが必要な方は、交付申請をお願いします。

● 問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-950178
市民部 市民課
82-1112

2月15日(月)から3月15日(火)まで

税の申告が始まります

平成28年度市・県民税の申告、平成27年分所得税の確定申告の受付が始まります。期間内に申告しましょう。

期間終了間近になると大変混雑しますので、各地区の指定された期日に申告をお願いします。印鑑、預貯金通帳(本人名義)など口座番号が分かるものを忘れずにご持参ください。

確定申告(所得税)が必要な方

- ① 営業や農業などの事業所得がある方
- ② 不動産所得(地代・家賃収入)がある方
- ③ 土地や建物を買った譲渡所得がある方
- ④ 給与所得や退職所得以外の所得(年金・一時所得など)が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けている方で、主たる給与以外の収入が20万円を超える方
- ⑥ 給与収入が2000万円を超える方
- ⑦ 公的年金収入が400万円を超える方、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える方

所得税が還付される場合

- 確定申告をする必要がない給与所得者の方でも、次に該当する方は、確定申告をすると所得税が戻ることがあります。
- ① 年の途中で退職して、年末調整を受けていない方
給与所得から源泉徴収していた場合、年末調整を受けていないときは、所得税が還付されることがあります。
 - ② 医療費を支払った方
1年間に支払った医療費(実費)がおおむね10万円を超えた場合に、医療費控除が受けられます。
 - ③ 雑損控除・寄附金控除・政党等寄附金控除・住宅借入金等特別控除を受ける方

市・県民税の申告が必要な方

- 平成28年1月1日現在、市内に住所がある方は、平成27年中の所得について申告する必要があります。
- ① 確定申告をされた方
 - ② 給与所得のみで、年末調整がなされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
 - ③ 公的年金収入のみの方で、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている方
- 年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合もあります。

④ 市内に住所がある方の所得控除対象の配偶者や扶養親族になつていない方

◆ 遺族年金・障害者年金などの非課税収入のみの方や、収入のなかった方も、市・県民税の申告を行うことで、所得税の申告や各種行政手続きがしやすくなる場合があります。

◆ 国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険に加入されている方で、次のいずれかに該当する場合は市・県民税の申告が必要です。

- ① 収入がなく、扶養になつていない場合
- ② 扶養になつているが収入がある場合(公的年金収入のみの方で、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている方を除く。)

※ 申告されない場合、たとえ基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減が受けられませんが、ご注意ください。

◆ 東京電力(株)から受ける賠償金の取り扱いについて

① 心身の損害に対する慰謝料などの賠償金は、非課税とな

り申告の必要はありません。

② 営業・農業に対する減収分の補てん、追加費用の賠償金は、事業所得として申告が必要です。

◆ 住宅などに設置した太陽光発電設備による余剰電力などの売却収入について

個人が住宅などに太陽光発電設備を設置し、余剰電力または全量を電力会社に売却している場合の売却収入は、雑所得に該当します。また、電力の売却を事業として行っている場合は、事業所得に該当します。それぞれの所得が「確定申告(所得税)が必要な方」の条件に該当する場合は、申告が必要となります。

なお、所得とは売却収入から必要経費を差し引いたものですが、必要経費に算入する減価償却費の額は、導入価格や発電量のうち売却した電力量の占める割合などにより異なります。詳しくは税務課へお問い合わせください。